

## 高度医療評価制度・先進医療診療実施数

### 定義

平成30年度1年間の高度医療評価制度及び、先進医療診療の実施数です。一連のものについては一連の診療をもって1件とします。

参考URL: 厚生労働省 先進医療の概要について

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/iryouhoken/sensiniryo/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryouhoken/sensiniryo/index.html)

### 算式

実数

### 当院の値(調査期間)

H30年度 50 件 (年間)

H29年度 92 件 (年間)

H28年度 72 件 (年間)

H27年度 71 件 (年間)

### 項目の解説

国立大学附属病院が教育・研究・診療の社会的責任に応えるためには新しい治療法や検査法を研究・開発する必要があります。しかし我が国ではそれらの新しい治療法や検査法に効果が認められるまでは公的医療保険の適用がなされません。そのため開発された新しい治療法や検査法は公的医療保険が適用されるまで、厚生労働省が認定する医療施設において、高度医療評価制度・先進医療診療として公的医療保険との併用により提供されます。高度な医療に積極的に取り組む姿勢、高い技術を持つ医療スタッフ、十分な設備などが必要となることから、本項目は先進的な診療能力を示す指標といえます。平成30年度は、平成29年度と比較して件数の平均値と中央値は減少しています。  
なお、平成24年10月1日より、高度医療と先進医療が先進医療として一本化されました。